

令和 8 年度

福島町議会
定例会 9 月会議

令和 8 年 9 月 1 4 日 (月)

議会提出議案

福島町議会

令和 8 年度福島町議会定例会 9 月会議 議会提出議案目次

番号	件 名	頁
発委 9	福島町議会会議条例の一部を改正する条例	3
発委 10	福島町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例	9
発委 11	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について	10
発委 12	備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書の提出について	13

発委第9号

福島町議会会議条例の一部を改正する条例

福島町議会会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月14日提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員長 平 沼 昌 平

福島町議会会議条例の一部を改正する条例

福島町議会会議条例(平成21年福島町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議員の定数) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号、以下「法」)第91条第1項の規定に基づき、福島町議会議員の定数は <u>10</u> 人とする。	(議員の定数) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号、以下「法」)第91条第1項の規定に基づき、福島町議会議員の定数は人 <u>9</u> 人とする。
(会議時間) 第12条 (略) 2 議長は、必要があると認めるとき、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。	(会議時間) 第12条 (略) 2 議長は、必要があると認めるとき、 <u>会議に宣告し</u> 、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 <u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合にあって緊急を要するとき、その他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u>
<u>3</u> (略) (開票・投票の効力) 第35条 (略) 2・3 (略)	<u>4</u> (略) (開票・投票の効力) 第35条 (略) 2・3 (略)

(付託事件を議題とする時期)

第43条 委員会に付託した事件は、第148条(委員会報告書)の規定による報告書の提出を経て議題とする。

(委員長・少数意見の報告)

第44条 (略)

2 第147条(少数意見の留保)第2項の規定による手続を行った委員は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3・4 (略)

(選挙規定の準用)

第75条 記名・無記名の投票を行う場合には、第31条(議場の出入口閉鎖)、第32条(投票用紙の配布、投票箱の点検)、第33条(投票)、第34条(投票の終了)、第35条(開票・投票の効力)、第36条(選挙結果の報告)第1項、第37条(選挙に関する疑義)、第38条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(携帯品)

第93条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ類の着用・携帯をしてはな

4 投票の効力に係る法第118条((投票による選挙・指名推薦及び投票の効力の意義)第6条の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。)

(付託事件を議題とする時期)

第43条 委員会に付託した事件は、第147条(委員会報告書)の規定による報告書の提出を経て議題とする。

(委員長・少数意見の報告)

第44条 (略)

2 第146条(少数意見の留保)第2項の規定による手続を行った委員は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3・4 (略)

(選挙規定の準用)

第75条 記名・無記名の投票を行う場合には、第31条(議場の出入口閉鎖)、第32条(投票用紙の配布、投票箱の点検)、第33条(投票)、第34条(投票の終了)、第35条(開票・投票の効力) **第1項から第3項まで**、第36条(選挙結果の報告)第1項、第37条(選挙に関する疑義)、第38条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(資格決定の通知)

第91条の2 法第127条(失職及び資格決定)第3項の規定により準用される法第118条(投票による選挙・指名推薦及び投票の効力の意義)第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。)

(携帯品)

第93条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘類の着用・携帯をしては

らない。病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(代理人による意見の陳述)

第112条 議会が特に許可した場合は、代理人による意見の陳述を認める。

(常任委員会の名称、委員定数、その所管)

第119条 常任委員会の名称、委員の定数、所管は、次のとおりとする。

(1) 総務教育常任委員会 6人

総務課、企画課、町民課(賦課係・徴収係)、吉岡支所、教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及びその他総務教育に関する事項並びに他の常任委員会に属さない事項

(2) 経済福祉常任委員会 6人

町民課(町民係・戸籍係・年金係)、福祉課、産業課、建設課、農業委員会及びその他経済福祉に関する事項

(3) 広報・広聴常任委員会 10人

広報広聴の実施に関する事項

① 総務教育部会 6人 総務教育常任委員会の所管に関する事項

② 経済福祉部会 6人 経済福祉常任委員会の所管に関する事項

(特別委員会の設置)

第122条 (略)

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

ならない。病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(代理人、文章等による意見の陳述)

第112条 公述人は、代理人に意見を述べさせること、文書、電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(常任委員会の名称、委員定数、その所管)

第119条 常任委員会の名称、委員の定数、所管は、次のとおりとする。

(1) 総務経済常任委員会 8人

町政全般に関する事項

削る

(2) 広報・広聴常任委員会 8人

広報広聴の実施に関する事項

削る

削る

(特別委員会の設置)

第122条 (略)

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間、

(委員の選任) 第124条 <u>議員は、少なくとも一つの常任委員となるものとする。</u> 2 <u>常任委員及び議会運営委員は、議会において選任する。</u> 3 <u>特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u> 4 <u>常任委員、議会運営委員、特別委員(以下「委員」)は、議長が会議に諮って指名する。休会中においては、議長が指名することができる。</u> 5 <u>議長は、常任委員の申出があるとき、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。</u> 6 <u>前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第120条(常任委員の任期)第2項の例による。</u> (連合審査会) 第143条 <u>委員会は、審査・調査のため必要があると認めるとき、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。</u> (証人出頭、記録提出の要求) 第144条 (略) (所管事務等の調査) 第145条 (略) (委員の派遣) 第146条 (略) (少数意見の留保) 第147条 (略)	<u>在任する。</u> (委員の選任) 第124条 <u>常任委員、議会運営委員、特別委員(以下「委員」という。)は議長が会議に諮って指名する。休会中においては、議長が指名することができる。</u> 2 <u>議長を除く議員は、全員常任委員となるものとする。</u> 削る 削る 削る 削る 削る 削る 削る (証人出頭、記録提出の要求) 第143条 (略) (所管事務等の調査) 第144条 (略) (委員の派遣) 第145条 (略) (少数意見の留保) 第146条 (略)
--	--

(委員会報告書)

第148条 (略)

(秘密会)

第149条 (略)

(出席説明の要求)

第150条 (略)

(秩序保持に関する措置)

第151条 (略)

(公聴会開催の手続)

第152条 (略)

(参考人)

第153条 (略)

(記録)

第154条 (略)

(会議条例の疑義)

第155条 (略)

別表(第116条関係)

名称	目的	構成員	召集権者
全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関する協議・調整	議員全員	議長
正副議長・正副委員長会議	議案の審査又は議会の運営に関する協議・調整及びその必要な事項	議長・副議長 常任委員会委員長・常任委員会副委員長、議会運営委員長・議会運営副委員長	議長
委員会協議	委員会の	委員会委	委員長

(委員会報告書)

第147条 (略)

(秘密会)

第148条 (略)

(出席説明の要求)

第149条 (略)

(秩序保持に関する措置)

第150条 (略)

(公聴会開催の手続)

第151条 (略)

(参考人)

第152条 (略)

(記録)

第153条 (略)

(会議条例の疑義)

第154条 (略)

別表(第116条関係)

名称	目的	構成員	召集権者
全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関する協議・調整	議員全員	議長
正副議長・正副委員長会議	議案の審査又は議会の運営に関する協議・調整及びその必要な事項	議長・副議長 常任委員会委員長・常任委員会副委員長、議会運営委員長・議会運営副委員長	議長
委員会協議	委員会の	委員会委	委員長

議会	運営に関 する協議・ 調整	員			議会	運営に関 する協議・ 調整	員		
----	---------------------	---	--	--	----	---------------------	---	--	--

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

発委第10号

福島町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

福島町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月14日提出

提出者 福島町議会運営委員会
委員長 平 沼 昌 平

福島町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

福島町議会議員政治倫理条例(平成31年福島町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(政治倫理基準) 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)～(4) (略)	(政治倫理基準) 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)～(4) (略) <u>(5) その地位を利用してハラスメント(他の者が不快に感じる言動・行為をいう。)、嫌がらせ、威圧的な言動、過剰な要求その他の人権を侵害する行為をしないこと。</u> <u>(6) 公職にある者としての発信、インターネットその他の媒体を利用した情報発信による誹謗中傷、風評流布等の名誉棄損行為等をしないこと。</u> <u>(7) その地位を利用して第三者の行つた人権侵害行為に対する賛成意見の表明、扇動する行為をしないこと。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発委第11号

令和8年9月14日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 藤山 大

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する
意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性を有し、農畜産物や水産物の全国有数の生産地として国民の食を支えている。また、近年では風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの高いポテンシャルにも注目が集まっており、これらの強みを生かしながら、持続可能で活力ある北海道の実現を目指している。

一方で、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路の未整備区間をはじめ、自然災害による交通障害、幹線道路や通学路での交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

これらの課題解決に向け、次世代半導体、GX、AI・DXといった産業の集積促進、国際競争力の強化、人流・物流の効率化による生産性向上、大規模災害に備えた強靱な地域づくりを一層進めるため、高規格道路から道道・市町村道に至る道路網整備や老朽化対策を着実に進める必要がある。また、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の維持など、冬期の安全・安心の確保も必要である。

よって、国においては、千島海溝や日本海溝周辺での発生が危惧されている海溝型地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応など、国土強靱化を一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 道民の命と暮らしを守り、地域を強く豊かなものとしていくため、計画的かつ長期安定的な道路整備・維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に推進し、道路の安全・安心を確保するために、資材価格や人件費の高騰等の影響を踏まえた必要な予算・財源を通常道路予算とは別枠で確保すること。
- 3 高規格道路の未整備区間の解消、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化を進め、災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。
- 4 令和8年度末で期限を迎える公共施設等適正管理推進事業について、道路等の長寿命化推進のため、期限を延長すること。
- 5 冬期の安全な道路交通の確保や通学路等の交通安全対策など、地域生活を支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。
- 6 道路整備の事業評価において、多様な効果も考慮するとともに、社会的割引率を含め、事業の必要性を適切に評価する仕組みを構築すること。
- 7 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

発委第12号

福 議 委 号
令和8年9月14日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 佐藤 孝男

備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を
行わないことを求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書

令和5年産米の米不足から始まった価格高騰で、政府は59万トンの備蓄米を放出し、また20万トンの外国産米輸入、20万トン枠の令和7年産備蓄米買い入れ中止、餌料米・加工米から主食米への転換、消費量の減少、作況102による生産増などで米の在庫がふえたことにより、令和8年産米概算金は大幅下落し、米作り農家の経営が悪化し、地域経済にも多大な影響をうけることは明らかなです。

国が、主食米の生産と供給、地域経済の一端を担う米作り農家の減少をとめるための対策をとることが必要です。

北海道産ジャガイモは国内生産の約8割を占め、北海道畑作の輪作体系の重要な作物です。一方で種芋不足、高齢化、高収益作物への転換などの理由でジャガイモの作付けが減少し、生食用ジャガイモが不足し対策が求められてきました。

今日まで背負う植物防疫法で生食用ジャガイモの輸入は事実上禁止されていましたが、アメリカは生食用ジャガイモの輸入解禁を求めてきています。外来のジャガイモシストセンチュウによる作付制限は、外来病害虫が多大な被害を日本農業に与えることを示しています。生食用ジャガイモの輸入は解禁すべきではありません。

北海道農業を守るために次のことを要望いたします。

記

1. 備蓄米の買い戻し、買い入れで備蓄水準を早急に回復し、米価下落を防ぎ米作り農家の経営を守ること。
 2. 米の再生産を可能とする所得補償・価格保障を行うこと。
 3. 生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないこと。
 4. 生食用ジャガイモの生産支援として所得補償・価格保障を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣